

平成31年度世田谷区民間建築物 アスベスト含有調査助成事業のご案内

1. 目的

本事業は、国の補助制度を活用し、吹付け材が施工されている区内の民間建築物の吹付け材について、アスベスト含有の有無に係る調査に要する費用を助成することにより、調査結果をもとに除去等を誘導し、飛散防止対策の徹底を図ることを目的としています。

2. 助成要件

- (1) 平成18年9月30日以前に建築された民間建築物の吹付け材であること
- (2) 申請者が次のいずれかに該当すること
区内にある助成対象建築物の所有者（個人・法人）
区内にある助成対象建築物を管理する管理組合
- (3) アスベスト含有調査を「建築物石綿含有建材調査者」が実施し、専門の調査機関による分析を行なうこと

【注意事項】

- ・リシン吹付け等の仕上塗材、断熱材や成形板等の調査は対象外です。
- ・助成は対象建築物につき1回を限度とします。
- ・助成金の交付決定前に実施済みのアスベスト含有調査は対象外です。

3. 助成金額

助成要件に適合するアスベスト含有調査費用（上限25万円/棟）

消費税相当額は助成対象外です。
千円未満の端数は切り捨てて助成します。

4. 募集期間

2019年6月3日（月）から2019年11月29日（金）まで
先着順で受け付け、予定額に達した時点で終了します。

5. 交付申請の流れ

1 事前相談

助成要件に適合しているか、必ず事前にご相談ください。

2 見積依頼

2社以上の調査機関から見積りを取ってください。

「定性分析のみ」と「定性分析及び定量分析」を行う見積りを別々に取り、交付申請書には「定性分析及び定量分析」の見積額を記入してください。

定性分析：アスベストの有無を確認する分析

定量分析：定性分析でアスベストがあった場合に含有量を確認する分析

3 交付申請書提出

「助成金交付申請書（第1号様式）」に添付書類を添えて持参してください（郵送不可）。（ ）申請書様式は環境保全課、または、区のホームページにあります。

【添付書類】

申請者確認書類

- 個人：住民票の写し
- 法人：登記簿謄本等
- 管理組合：代表を証明するもの
- その他：区長が必要と認める書類

助成内容確認書類

- 建築物の位置図（1/25,000以上） 区域を赤色で表示
- 区域図（1/2,500以上） 区域を赤色で表示
- 建築時期を確認できる書類（確認通知書・検査済証の写し等）

- d 建築物の配置図
- e 建築物の平面図（吹付け材施工場所を表示）
- f 現況写真（建物外観及び調査対象吹付け材を撮影）
- g 建物の所有権を証する書面の写し
- h 共同住宅の場合は調査の実施に関する決議を証する書面の写し
- i 2社以上の見積書の写し（「定性分析のみ」と「定性分析及び定量分析」）
- j その他区長が必要と認める書類
 - ・建築物石綿含有建材調査者の関与が分かる書類（見積条件に明記する、業者から作業計画書を提出させる等）

4 交付決定通知書受取

申請内容の審査を行い、助成金の交付を決定したときは、区から「助成金交付決定通知書（第2号様式）」をお送りします。助成金を交付しないことに決定したときは、「助成金不交付決定通知書（第3号様式）」をお送りします。

5 調査実施

交付決定後に業者と契約を締結し、調査を行ってください。

6 完了届提出

調査完了後30日以内に「助成金助成事業完了届（第6号様式）」に添付書類を添えて、提出してください。

【添付書類】

- 支払内訳書の写し
- 調査機関と締結した契約書の写し
- 調査機関が発行した分析調査結果報告書等（厚生労働省通知による「石綿分析結果報告書」またはこれと同等の情報が掲載された資料）の写し
- 石綿含有建材調査者が調査を実施したことを明記してください。
- 調査に要した経費に係る調査機関からの請求書及び領収書の写し
- その他区長が必要と認める書類
 - ・建築物石綿含有建材調査者登録証の写し
 - ・サンプル採取中の写真

7 交付確定通知書受取

届出内容の審査を行い、助成金の交付額が確定しましたら、区から「助成金交付額確定通知書（第7号様式）」をお送りします。

8 交付請求書提出

確定通知書が届きましたら、14日以内に「助成金交付請求書（第8号様式）」を区に提出してください。
交付請求書の最終提出期限は令和2年1月31日（金）となります。提出が遅れますと助成金の交付ができなくなります。

9 助成金受取

交付請求書の提出後、約1ヶ月以内に指定された口座に助成金が振り込まれます。

【注意事項】

- 「助成金交付申請書」「助成金助成事業完了届」「助成金交付請求書」に使用する印鑑は全て同じものをお使いください。
- 「助成金助成事業完了届」「助成金交付請求書」は指定された期限内に提出してください。

6. 調査の変更・交付決定の取消し・助成金の返還

- (1) 助成事業の内容に変更がある場合、または中止する場合は、あらかじめご相談ください。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受け、助成金が交付されているときは、助成金の交付決定を取り消し、助成金の返還を命じる場合があります。

環境政策部環境保全課（世田谷区役所第1庁舎5階53番窓口）

電話番号 03(5432)2274

ファクシミリ 03(5432)3062

世田谷区ホームページ <http://www.city.setagaya.lg.jp/>